

# 佐久市農商工連携地産地消推進の店 認定実施要領

## 第1 目的

「佐久市農・商・工連携地産地消推進プラン」（以下「推進プラン」という。）の趣旨に賛同し、佐久市で生産された農林水産物（佐久市で生産された農林水産物を利用し、市内で加工された産品を含む。以下「市産品」という。）を積極的に取り扱う販売店、飲食店等を募集し、佐久市農商工連携地産地消推進の店（以下「推進店」という。）として認定し、生産者と消費者の橋渡しの役割を担い、農商工連携による地産地消の取組を推進することを目的とする。

《佐久市農・商・工連携地産地消推進プランの趣旨》

「安全・安心まるごと食べよう！佐久ブランド」をキャッチフレーズに、市の基幹産業である農業と、商・工業の事業者をはじめとする様々な立場の皆さんが、得意分野を生かしながら、農商工連携による地産地消を推進し、佐久ブランド（市産品）をアピールしていくことで地域の活性化を目指すための取組と位置付けている。

## 第2 推進店の認定

推進店の認定を受けようとする事業所等は、「佐久市農商工連携地産地消推進の店認定申請書」（様式1号）に必要な書類を添えて、「佐久市農・商・工連携地産地消推進協議会」（以下「協議会」という。）会長に申請するものとする。

## 第3 申請方法

- 1 申請書は、協議会の事務局である佐久市経済部農政課へ提出するものとする。
- 2 申請書のほか、添付書類として別紙1（販売店用）、別紙2（飲食店等用）、店舗等の写真を提出する。写真はできる限りJPEG、GIF（Windows パソコンで開くことができるもの。）等で処理し、CD又はMOでの提出とする。  
※同一店舗で販売店及び飲食店等の両方を申請する場合は、別紙1及び別紙2の両方を提出すること。

## 第4 審査

協議会長は、受理した申請書の内容を確認し、認定基準を満たすときは推進店として認定する。

なお、協議会長は審査・認定を「佐久市農・商・工連携地産地消推進委員会幹事会」幹事長に委任できる。その場合は、幹事長は協議会及び委員会へ審査内容等を報告し、承認を得て認定する。

## 第5 認定の基準

市内において営業している直売所・小売店、宿泊施設・飲食店、食品加工事業所等で、推進プランの趣旨に賛同し、次の基準を全て満たす事業所等を推進店として認定することができる。

<b>共通事項</b>	①推進プランの趣旨に賛同し、認定後はプランに基づいた活動を積極的に行う意欲があると認められる事業所等であること。 ②申請内容等を市のホームページ、マスコミ等で紹介することを承諾し、市・協議会が実施する地産地消推進のための活動やアンケート調査等に協力すること。 ③事業所等に推進店の責任者がいること。 ④市民に市産品の良さをPRしており、市産品の販売・利用促進のために自主的な取組を行っていること。 ⑤食品衛生法、JAS法等の関係法令を遵守すること。 ⑥市産品の取り扱いを、今後も増やしていこうとする意欲がある事業所等であること。
<b>販売店</b> 直売所、小売店、量販店等（量販店等にテナントとして出店している者も含む）	①市産品の売場を設け、市産品である表示を行っている事業所等であること。
<b>飲食店等</b> 食品衛生法の許可を受けている料理店、旅館、ホテル、弁当店、食品加工事業所等	①食材は、端境期を除いて市産品を継続して使用し、メニュー等へ市産品である表示を行っている事業所等であること。 ②食品加工業者においては、加工食品の主原材料に市産品を使用して製造された商品が1品以上あり、主原材料表示に「佐久市産」等と明示すること。

## 第6 推進店のPR

推進店は、市民等に対して市産品の利活用を進めていることを、次の方法によりPRできる。

### (1) 市のホームページでのPR

#### <共通>

- ①事業所等名、所在地、連絡先、店舗の画像等の掲載
- ②事業所等のホームページとリンク
- ③「店舗の紹介」「地産地消に対するPR（セールスポイント）」の掲載
- ④「取組事例」の掲載

#### <販売店>

- ①「市産品のおすすめ商品・売れ筋商品の紹介」の掲載

#### <飲食店等>

- ①「市産品を使ったオリジナル料理、伝統食材料理、郷土料理（加工品を含む）の紹介」の掲載

## (2) 広報ツールの掲示によるPR

推進店は、協議会が貸与する認定プレート、のぼり旗等の広報ツールを使用できる。  
なお、推進店の辞退・取り消しとなった場合は、広報ツールを事務局へ返還すること。

## (3) 市・協議会が行う推進店の普及宣伝活動

- ・市や協議会が行う農業祭等でのイベントにて、情報等を総合的にPR
- ・市産品としてPRできるものは、観光団体等と連携し情報発信
- ・推進店の認知度が向上すると考えられる他の事業と共同した情報発信

## 第7 推進店へのお願い

推進店は、店舗の状況に応じて、市民が市産品を購入・利用促進しやすいように、次の例示のような活動を積極的に推進してください。

### <販売店の取組例示>

- ・市民への市産品の旬や食べ方等の情報提供
- ・市民からの市産品に関する相談対応
- ・市産品を使用した料理レシピの掲示、配布等
- ・市産品販売において、できる限り生産者名等の表示
- ・市産品の売れ行き等の情報や新メニュー等に対する意見等を収集し、協議会への情報提供
- ・市民へ「佐久を味わう日（毎月3日、9日）」を広くPRする取組
- ・市や協議会が行う地産地消推進に関するイベント等への参加と連携した取組

### <飲食店等の取組例示>

- ・年間又は旬に応じて、地域の特産品等の市産品を使用したメニュー（単品を含む）の提供
- ・市産品を使用した伝統料理、郷土料理やこれらをアレンジしたメニューの提供
- ・市民を対象とした、料理教室等への協力
- ・市産品を使用した新しいメニュー、加工品の開発・提供
- ・市民へ「佐久を味わう日（毎月3日、9日）」を広くPRする取組
- ・市や協議会が行う地産地消の推進に関するイベント等への参加と連携した取組

## 第8 認定にあたっての承諾

推進店は、協議会長が認定を決定したときに次の事項を承諾したものとみなす。

- (1) 申請書記載の内容を、ホームページ等で紹介し、市や協議会が活用できること
- (2) 市等が実施する地産地消推進事業に積極的に協力すること

## 第9 認定期間

推進店の認定期間は、登録の日から1年間とするが、認定期間満了1ヶ月前までに辞退の届出がない場合は、自動更新できる。

#### 第10 申請内容の変更及び認定の辞退

- 1 推進店は、申請した内容に変更が生じた場合は、様式1、別紙1又は別紙2により事務局へ提出するものとする。  
ただし、地産地消推進店からの届出がない場合でも、必要に応じ市や協議会はホームページ等の内容を変更することができる。
- 2 推進店は、認定の辞退を行う場合又は認定基準に合致しなくなった場合は、様式2により認定辞退の届出を行うものとする。

#### 第11 認定の取消

市や協議会が行う調査等により、次の事由に該当すると認めた場合には、協議会長は推進店の認定を直ちに取り消し、速やかに当該事業所等へ通知することとする。

- (1) 申請書の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 法令違反等があった場合
- (3) 営業を終了した場合

#### 第12 情報管理等

- 1 提供情報については、全て推進店の責任に基づき行うこととし、市及び協議会が保証を行うものではない。
- 2 第三者が提供情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と推進店との間で解決するものとし、市及び協議会は一切の関与及び責任を負うことはできない。

#### 第13 その他

この要領に定めのない事項については協議会長が別にこれを定める。

附 則 この要領は、平成21年7月24日から施行する。